

越後三山只見国定公園
(福島県地域)

公園計画書

令和3年10月29日

環 境 省

目次

1	基本方針.....	1
2	規制計画.....	4
(1)	保護規制計画及び関連事項.....	4
ア	特別地域.....	4
	特別保護地区.....	5
(イ)	第1種特別地域.....	8
	第2種特別地域.....	11
	第3種特別地域.....	13
イ	関連事項.....	15
(ア)	採取等規制植物.....	15
(イ)	普通地域.....	18
ウ	面積内訳.....	20
3	事業計画.....	22
(1)	施設計画.....	22
ア	利用施設計画.....	22
	集団施設地区.....	22
(イ)	単独施設.....	24
	道路.....	29
a	車道.....	29
b	自転車道.....	30
c	歩道.....	30
	運輸施設.....	31
4	参考事項.....	32

1 基本方針

越後三山只見国定公園（福島県地域）は福島県会津地方の西半分の阿賀川流域・只見川とその上流の越後山脈、これに接する三国山脈の一部からなる。本地域は国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がるとともに、只見川とその支流、阿賀川の周辺に暮らす人々の営みによって様々な特徴的な風景が形成されている。

檜枝岐村、只見町、金山町が含まれる只見川源流域には、広大なブナの自然林や雪食地形が混然一体となった自然豊かな山岳景観がみられる。柳津町、三島町、金山町が含まれる只見川とその周辺には、只見川や沼沢火山等の自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景が作りだされている。喜多方市、西会津町、会津坂下町が含まれる只見川下流域と阿賀川下流域には銚子の口等の河川的作用でつくられた勇壮な景勝地がみられる。

公園利用の面では、阿賀川と只見川沿いに磐越西線と只見線があり、各地域の景観を車窓から眺望できるとともに、列車の走行景観も公園の重要な風景の一部となっている。

以上のように本国定公園の福島県地域では、只見川源流域に広がるブナ林等の森林域を集水域として、只見川や阿賀川流域の自然の恵みを享受しながら雪国特有の自然環境と共生した生活が営まれ、今日ではそれら古くから継承されてきた自然景観と鉄道やダム湖等の近代の生活基盤が見事に融合した他に類を見ない景観が保全・利用されている。

このことから、福島県地域における公園のテーマを「ブナの森、森が育んだ只見川、里山の自然をつなぐ多様な営み～奥会津の自然と暮らしが織りなす風景との出会い」とし、只見川及び阿賀川の両河川流域の自然環境や人々の暮らしの中で育まれた風致景観を適切に保護・保全するとともに、適正な公園利用を推進するため、公園計画を定める。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画および関連事項

(ア) 特別地域

ア) 特別保護地区

浅草岳の南東側は、南西の鬼ヶ面山とともに雪食地形がみられ、本地域の代表的な景観を有している。また、山麓には広大なブナ自然林が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシ、ヤマネの生息域となっている。このほかにも、ツキノワグマ等の生態系の上位を占める種が多数生息している。

この浅草岳と六十里越峠を挟んだ南側の毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、さらに只見川の右岸側となる大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯にも広大なブナ自然林が広がっており、浅草岳南東側と同様に生態系の上位を占める種が多数生息している。また、大川猿倉山一帯は、田子倉ダム等の眺望地点からの重要な景観資源となっている。

これらの優れた景観および生態系を保護するため、浅草岳南東、毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯を特別保護地区とする。

イ) 第1種特別地域

只見川支流の叶津川上流域の沼ノ平にはブナ自然林に囲まれた湖沼群があり、浮島を有する

など特筆すべき自然景観を有している。これらの湖沼群には、希少な水生生物群の生息環境にもなっている。

田子倉湖と奥只見湖の広大な湖面景観は、周辺のブナ自然林と雪食地形が一体となった本地域特有の優れた自然景観を有している。

沼沢湖西岸の落葉広葉樹林は、東岸の集団施設地区から眺望される湖面景観と一体となった重要な景観資源となっており、優れた自然景観を有している。

これら優れた自然景観を有する地域、貴重な水生生物とその生息環境となっているブナ自然林や湖沼群とその水源を涵養する地域、さらに特別保護地区周辺において優れた自然景観を有する地域を第1種特別地域とする。

ウ) 第2種特別地域

良好な状態で自然植生や湖沼が維持されている地域、特別保護地区や第1種特別地域のブナ自然林と一帯をなす地域を保全し、また、会津朝日岳や蒲生岳の登山利用に際する風致を維持するため、第2種特別地域とする。

エ) 第3種特別地域

沼ノ平下流の小三本沢周辺は、ブナ林や湖沼が一体をなす森林地域となっており、水生生物の生息環境としても適正に保護をすることが必要である。また、沼沢湖周辺一帯の森林地帯は、公園利用と同時に林業も営まれている地域となっている。こうした地域について、森林管理等に伴う各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図るため第3種特別地域とする。

(イ) 関連事項

ア) 普通地域

阿賀川や只見川とその支流の野尻川、滝谷川の周辺には河川と森林、周辺の集落、鉄道等が一体となった里山の風景が広がっている。こうした地域は普通地域とし、奥会津の自然と人々の暮らしが織りなす多様な風景を維持する。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

沼沢湖東岸は、沼沢火山によって作りだされた雄大なカルデラ湖と森林の景観を楽しむための総合的な利用拠点として計画に位置づける。また、園地や駐車場、キャンプ場等の公園利用に資する施設を総合的に配置する。

イ) 単独施設

只見川や只見線等の優れた風景地の探勝、浅草岳や蒲生岳等の登山、炭酸泉や甌穴群等、本地域の多様な自然資源について適正な利用の推進が図れるように各種施設を配置する。只見線

の駅舎とその周辺、道の駅等には広場を設け、様々な自然とのふれあいと風景を楽しむための利用拠点として計画に位置づける。只見川や沼沢湖等の優れた眺望地点には展望施設を計画し、本地域の風景を楽しむことができる場を提供し、眺望景観を適切に維持していく。

ウ) 道路

a 車道

各利用施設を連絡しつつ、主要な利用拠点である沼沢湖や田子倉湖へのアクセスを確保すると同時に、本公園の新潟県側と連絡することを目的に、只見川に沿った国道や県道を主体とした車道を整備する。

b 歩道

浅草岳、会津朝日岳、要害山、蒲生岳等の登山道と、沼沢湖周辺の自然ふれあいのための自然探勝路について、その場所の自然性や利用形態に応じた整備水準を考慮して適切に歩道を整備する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1109 林班の全部及び 1110 林班の一部 南会津郡檜枝岐村 見通の一部	9,395 〔国 8,939〕 公 0 私 456
	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1111 林班から 1116 林班、1120 林班、1134 林班及び 1138 林班の全部並びに 1117 林班から 1118 林班、1122 林班から 1123 林班及び 1135 林班から 1137 林班の各一部 南会津郡只見町 田子倉、黒谷及び蒲生の各一部	24,722 〔国 22,262〕 公 330 私 2,130
	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班から 548 林班の各一部 大沼郡金山町 沼沢、川口及び大栗山の各一部	543 〔国 115〕 公 14 私 415
	合 計	34,660 〔国 31,316〕 公 344 私 3,001

特別保護地区

特別地域のうち、次の区分を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)								
福島県	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1114 林班、1115 林班及 び 1134 林班の全部並びに 1111 林班から 1113 林班、1120 林班、1122 林班及び 1135 林班から 1138 林班の各一部	11,011								
		<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</td> <td style="padding: 2px;">11,011</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td> <td style="padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td> <td style="padding: 2px;">0</td> </tr> </table>	国	11,011	公	0	私	0		
国	11,011									
公	0									
私	0									
合 計		<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">11,011</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</td> <td style="padding: 2px;">11,011</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td> <td style="padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td> <td style="padding: 2px;">0</td> </tr> </table>		11,011	国	11,011	公	0	私	0
	11,011									
国	11,011									
公	0									
私	0									

(表3：特別保護地区内訳表)

名称	区域	地域の概要	面積 (ha)
浅草岳南東	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1120 林班及び 1122 林班の各一部	浅草岳の南東側は、南西の鬼ヶ面山とともに雪食地形がみられ、本地域の代表的な景観を有している。また、山麓には広大な原生のブナ林が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシ、ヤマネの生息域となっている。また、このほかにも、ツキノワグマ等の生態系の上位を占める種が生息している。これらのことより、特に厳正に景観の保護を図る。	1,081 [国 公 私]
毛猛山～大鳥岳に至る東斜面	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1111 林班の一部	毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯には広大な風衝低木林やなだれ地の自然低木群落が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシの生息域となっているなど、希少な自然環境を有することから、特に厳正に景観の保護を図る。	1,667 [国 公 私]
大川猿倉山～会津朝日岳	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1114 林班、1115 林班及び 1134 林班の全部並びに 1112 林班、1113 林班、1135 林班及び 1136 林班の各一部	大川猿倉山～会津朝日岳一帯には広大な原生のブナ林と尾根部の風衝低木林が一体となった自然林が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシ、ヤマネの生息域となっている。また、ツキノワグマ等の生態系の上位を占める種が生息している。眺望地点となっている田子倉ダムからの重要な景観資源となっており、特に厳正に景観の保護を図る。	7,588 [国 公 私]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)								
梵天岳～高幽山 に至る東斜面	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1136 林班か ら 1138 林班の各一部	梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯には原生のブナ 林と風衝低木林、高標高地には亜高山帯広葉樹林が 一体となった自然林が広がり、特別天然記念物であ るカモシカや天然記念物であるイヌワシの生息域と なっているなど希少な自然環境を有することから、 特に厳正に景観の保護を図る。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		675	国	675	公	0	私	0
	675										
国	675										
公	0										
私	0										
合 計			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>11,011</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>11,011</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>		11,011	国	11,011	公	0	私	0
	11,011										
国	11,011										
公	0										
私	0										

第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村 見通の一部	371 〔国 0 公 0 私 371〕
	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1116 林班の全部並びに 1111 林班から 1113 林班、1117 林班、1118 林班、1120 林 班、1122 林班、1123 林班及び 1135 林班から 1138 林班の 各一部 南会津郡只見町 田子倉の一部	12,447 〔国 10,549 公 1 私 1,897〕
	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 548 林班の一部 大沼郡金山町 川口の一部	72 〔国 70 公 0 私 2〕
	合 計	12,890 〔国 10,619 公 1 私 2,270〕

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
奥只見湖	福島県南会津郡檜枝岐村 見通の一部	奥只見湖の広大な湖面景観は、周辺のブナ自然林と雪食地形が一体となった本地域特有の優れた自然景観を有していることから、湖上遊覧等による適正な利用の推進を図るとともに極力その風致の維持を図る。	371 国 公 私 371
沼ノ平	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1123 林班 の一部	沼ノ平とその周辺にはブナ自然林に囲まれた湖沼群があり、浮島を有するなど特筆すべき自然景観を有している。これらの湖沼群には希少な水生植物や分布が限られる昆虫類が生息するなど、優れた自然環境が広がっている。ブナ林内には浅草岳に至る主要な登山道が配置されていることから、適正な利用の推進を図るとともに極力その風致の維持を図る。	615 国 公 私 615 0 0
田子倉湖及び周辺斜面	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1116 林班 の全部並びに 1111 林班から 1113 林班、1117 林班、1118 林班、1120 林班及び 1122 林班の 各一部	田子倉湖の広大な湖面景観は、周辺のブナ自然林と雪食地形が一体となった本地域特有の優れた自然景観を有していることから、湖上遊覧等による適正な利用の推進を図るとともに湖面及び周辺斜面について極力その風致の維持を図る。	9,756 7,868 1 私 1,897 国 公 私
大幽山北斜面	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1135 林班 の一部	特別保護地区となっている会津朝日岳周辺と一体となったブナ自然林が広がっており、周辺の特別保護地区とに準ずる自然景観を有することから、極力その風致の維持を図る。	109 国 公 私 109 0 0

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
大朝日岳南～ 高幽山に至る東 斜面	福島県南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1136 林班 から 1138 林班の各一部	特別保護地区となっている梵天岳～高幽山に至る東 斜面周辺と一体となったブナ自然林が広がっており、周 辺の特別保護地区に準ずる自然景観を有することから、 極力その風致の維持を図る。	1967 〔 国 公 0 私 0 〕
沼沢湖西岸山麓	福島県大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 548 林班の一部 福島県大沼郡金山町 川口の一部	沼沢湖西岸斜面の広葉樹林は集団施設地区のある沼 沢湖東岸からの主要な眺望対象となっており、湖面と一 体となった優れた自然景観となっている。沼沢湖周辺を 一周できる探勝歩道や展望施設が配置されており、適正 な利用の推進を図るとともに極力その風致の維持を図 る。	72 〔 国 公 70 私 0 2 〕
合 計			12,890 〔 国 公 10,619 私 1 2,270 〕

第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福島県	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署1109林班の全部及び1110の一部	9,024 〔国 8,939〕
	南会津郡檜枝岐村 見通の一部	0 私 85〕
福島県	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署1112林班の一部	1,126 〔国 564〕
	南会津郡只見町 田子倉、黒谷及び蒲生の各一部	329 私 233〕
合 計		10,150 〔国 9,503〕 公 329 私 318〕

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
白戸山、大殺山等一带	南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1109 林班の全部及び 1110 林班の一部 南会津郡檜枝岐村 見通の一部 南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1112 林班の一部 福島県南会津郡只見町 田子倉の一部	ブナやミズナラ等の落葉広葉樹林、クロベ、キタゴヨウ等の冷温帯針葉樹林等の森林植生が良好な状態で広く分布し、特別天然記念物であるカモシカ、生態系の上位種であるツキノワグマ等の動物類が生息している。隣接する周辺のブナ等の自然林と一帯をなす地域として、また、特別保護地区や第1種特別地域の保護を適正に図るために必要な緩衝域として、その風致の維持を図る。	9,818 〔 国 9,503 公 0 私 315 〕
会津朝日岳北東山麓	福島県南会津郡只見町 黒谷の一部	会津朝日岳に至る登山道とその周辺の斜面に分布するブナ・ミズナラ等の落葉広葉樹林について、会津朝日岳登山利用に際する適正な利用と自然環境の保全に留意し、その風致の維持を図る。	213 〔 国 0 公 212 私 1 〕
蒲生岳	福島県南会津郡只見町 蒲生の一部	特徴的な山岳景観を有する蒲生岳の主要な尾根と周辺斜面の広葉樹林について、蒲生岳の登山利用に際する適正な利用と山麓からの蒲生岳の眺望景観の保全、さらに周辺の林業にも留意しつつ、その風致の維持を図る。	119 〔 国 0 公 117 私 2 〕
合 計			10,150 〔 国 9,503 公 329 私 318 〕

第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福島県	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1123 林班の一部	138 〔国 138 公 0 私 0〕
	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班及び 548 林班の各一部 大沼郡金山町 沼沢、川口及び大栗山の各一部	471 〔国 45 公 14 私 412〕
合 計		609 〔国 183 公 14 私 412〕

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
小三本沢周辺	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1123 林班 の一部	沼ノ平下流の小三本沢周辺にはブナ、ミズナラ等の 落葉広葉樹林に囲まれた小湖沼や湿地帯がみられ、希 少な水生生物が生育・生息しているため、森林管理等 に伴う各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維 持を図る。	138 〔 国 138 公 0 私 0 〕
沼沢湖周辺	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班及び 548 林班 の各一部 大沼郡金山町 沼沢、川口及び大栗山の各一部	沼沢湖周辺一帯に分布するブナ、ミズナラ等の広葉 樹林、スギ、ヒノキ等の針葉樹林は、湖面と一体とな った優れた自然景観を有している。沼沢湖東岸には集 団施設地区が計画され、さらに周辺を一周できる探勝 歩道や展望施設が配置されており、適正な利用を推進 するとともに、その風致の維持を図る。	471 〔 国 45 公 14 私 412 〕
合 計			609 〔 国 183 公 14 私 412 〕

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次の通りとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、ヤチスギラン、チシマヒカゲノカズラ (ミヤマヒカゲノカズラ)、タカネヒカゲノカズラ、マンネンスギ
ミズニラ	ヒメミズニラ
イワヒバ	ヒモカズラ、イワヒバ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
メシダ	ヘビノネゴザ (タカネヘビノネゴザ)
オシダ	シロウマイタチシダ
マツ	ハイマツ
イチイ	キャラボク
スイレン	ヒツジグサ (エゾヒツジグサ)
ドクダミ	ハンゲショウ
ウマノスズクサ	ウスバサイシン (サイシン)
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
チシマゼキショウ	チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、イワショウブ
ホロムイソウ	ホロムイソウ
キンコウカ	ネバリノギラン、キンコウカ
シュロソウ	ショウジョウバカマ、キヌガサソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ (コバイケイ) (ウラゲコバイケイを含む)
ユリ	ツバメオモト、カタクリ、コオニユリ、ヤマスカシユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、オオバタケシマラン、タマガワホトトギス
ラン	コアニチドリ、エビネ、ナツエビネ、キンラン、ササバギンラン、オノエラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリソウ (コアツモリ)、クマガイソウ、アツモリソウ、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む)、アオチドリ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、エゾスズラン (アオスズラン)、カキラン、カモメラン (カモメソウ)、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、テガタチドリ (チドリソウ)、オオミズトンボ (サワトンボ)、ハクウンラン、セイタカスズムシソウ (セイタカスズムシ)、クモキリソウ、スズムシソウ、アリドオシラン、ノビネチドリ、ヒメムヨウラン、コフタバラン (フタバラン)、ミヤマフタバラン、ミヤマモジズリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、キソチドリ、オオヤマサギソ

	ウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、コバノトンボソウ、ホソバノキノチドリ、トンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ウチョウラン、ヒトツボクロ、ショウキラン
アヤメ	ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオウギアヤメ
ワスレグサ	ゼンテイカ (ニッコウキスゲ)
ヒガンバナ	シロウマアサツキ、ヤマラッキョウ
クサスギカズラ	ヒロハユキザサ
イグサ	タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
カヤツリグサ	イトキンスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ
イネ	ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス
ケシ	ミチノクエンゴサク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシソウ (トガクシショウマ)
キンボウゲ	オオレイジンソウ、オクトリカブト、ヒメイチゲ、キクザキイチゲ (キクザキイチリンソウ)、アズマイチゲ、サンリンソウ、リュウキンカ (エンコウソウを含む)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む)、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン (コシジオウレン)、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、シラネアオイ、ミスミソウ (スハマソウ、オオミスミソウを含む)、オキナグサ、ミヤマキンボウゲ、ヒメミヤマカラマツ、ミヤマカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ
ボタン	ヤマシャクヤク
ユキノシタ	アラシグサ、コシノチャルメルソウ、ウラベニダイヤモンドジソウ、ダイヤモンドジソウ (ミヤマダイヤモンドジソウ) (ウチワダイヤモンドジソウを含む)、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む)、フキユキノシタ
ベンケイソウ	チチツパベンケイ、ミヤママンネングサ
マメ	ツガルフジ
バラ	コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、タカネザクラ (ミネザクラ) (チシマザクラを含む)、ベニバナイチゴ、チングルマ、マルバシモツケ
ニシキギ	ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む)
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、テリハタチツボスマレ、オオバタチツボスマレ、ミヤマスマレ、ミヤマツボスマレ
オトギリソウ	イワオトギリ (ハイオトギリ)
フウロソウ	グンナイフウロ、ハクサンフウロ
アカバナ	ヤナギラン、ヒメアカバナ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	ウラジロタデ

モウセンゴケ	モウセンゴケ
ナデシコ	タカネナデシコ (クモイナデシコを含む)
ミズキ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ツマトリソウ、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、オオサクラソウ、ユキワリコザクラ、ユキワリソウ
イワウメ	ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、トクワカソウ (イワウチワ) (オオイワウチワを含む)
ツツジ	コメバツガザクラ、ウメガサソウ、ミヤマホツツジ、ガンコウラン、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、イワナシ、アカモノ、シラタマノキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、ツガザクラ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、ムラサキヤシオツツジ (ムラサキヤシオ)、ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ) (ネモトシヤクナゲを含む)、アズマシヤクナゲ、レンゲツツジ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む)、オオバツツジ、サイゴクミツバツツジ (サイコクミツバツツジ)、オオコメツツジ、コメツツジ、ツルコケモモ、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、コケモモ
アカネ	オオバノヨツバムグラ
リンドウ	オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、タテヤマリンドウ、ハルリンドウ、エゾリンドウ
ムラサキ	ムラサキ、エチゴルリソウ
オオバコ	ハクサンオオバコ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ (バンダイクワガタを含む)、クガイソウ
シソ	タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む)
ハエドクソウ	オオバミゾホオズキ
ハマウツボ	オニク、ホソバコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む)、ヨツバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ
タヌキモ	ムシトリスミレ、コタヌキモ
キキョウ	ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、ヤマホタルブクロ
ミツガシワ	ミツガシワ、イワイチョウ
キク	エゾノコギリソウ、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む)、ハコネギク (ミヤマコンギク)、イワインテン、オニアザミ (ハリオニアザミを含む)、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む)、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、ヤハズトウヒレン、キクアザミ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)
スイカズラ	ハクサンオミナエシ (コキンレイカ)、タカネマツムシソウ
セリ	ハクサンサイコ、ハクサンボウフウ、シラネニンジン

(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 10：普通地域総括表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
福島県	喜多方市 高郷町の一部	361 〔国 0 公 0 私 361〕
	南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1121 林班の全部並びに 1117 林班、1122 林班から 1124 林班及び 1133 林班の各一部	3,773 〔国 1,690 公 606 私 1,477〕
	南会津郡只見町 塩沢、蒲生、叶津、只見、石伏及び田子倉の各一部	〔国 公 私〕
	耶麻郡西会津町 群岡、上野尻及び登世島の各一部	698 〔国 0 公 8 私 690〕
	河沼郡会津坂下町 高寺及び片門の各一部	124 〔国 0 公 0 私 124〕
	河沼郡柳津町 柳津、郷戸、飯谷、藤及び細八の各一部	1,086 〔国 0 公 26 私 1,060〕
	大沼郡三島町 桧原、名入、川井、大登、宮下及び早戸の各一部	837 〔国 0 公 3 私 834〕
	大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 550 林班から 551 林班、555 林班から 556 林班及び 646 林班から 647 林班の全部並びに 547 林班 から 549 林班、552 林班から 553 林班、557 林班、608 林班 から 610 林班、645 林班及び 648 林班の各一部 金山官行造林地 1 林班の全部	8,892 〔国 2,527 公 314 私 6,051〕
	大沼郡金山町 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、 玉梨、横田、大塩及び滝沢の各一部	〔国 公 私〕

合 計		15,771
	〔 国	4,217
	公	957
	私	10,597

ウ 面積内訳

(表 11 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : ha、比率%)

地域区分	特 別 地 域												普通地域 (陸域)			合 計 (陸域)		
	特別保護地区			第1種			第2種			第3種								
地 種 区 分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
土地所有別	11,011	0	0	10,619	1	2,270	9,503	329	318	183	14	412	4,217	957	10,597	35,533	1,301	13,597
土地所有別面積	11,011			12,890			10,150			609			15,771			50,431		
地域別面積	11,011			12,890			10,150			609			15,771			50,431		
面積(比率)	100.0			116.9			92.2			5.5			100.0			100.0		
地域地区別	11,011			12,890			10,150			609			15,771			50,431		
面積(比率)	100.0			116.9			92.2			5.5			100.0			100.0		
合 計	11,011			12,890			10,150			609			15,771			50,431		
面積(比率)	100.0			116.9			92.2			5.5			100.0			100.0		

(表 12 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域区分	特別地域						普通地域 (陸域)	合計 (陸域)
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計			
喜多方市	0	0	0	0	0	0	361	361
南会津郡								
精根岐村	0	371	9,024	0	9,395	0	9,395	9,395
只見町	11,011	12,447	1,126	138	24,722	3,773	28,495	28,495
耶麻郡								
西会津町	0	0	0	0	0	698	698	698
河沼郡								
会津坂下町	0	0	0	0	0	124	124	124
柳津町	0	0	0	0	0	1,086	1,086	1,086
大沼郡								
三島町	0	0	0	0	0	837	837	837
金山町	0	72	0	471	543	8,892	9,435	9,435
合 計	11,011	12,890	10,150	609	34,660	15,771	50,431	50,431

3 事業計画

(1) 施設計画

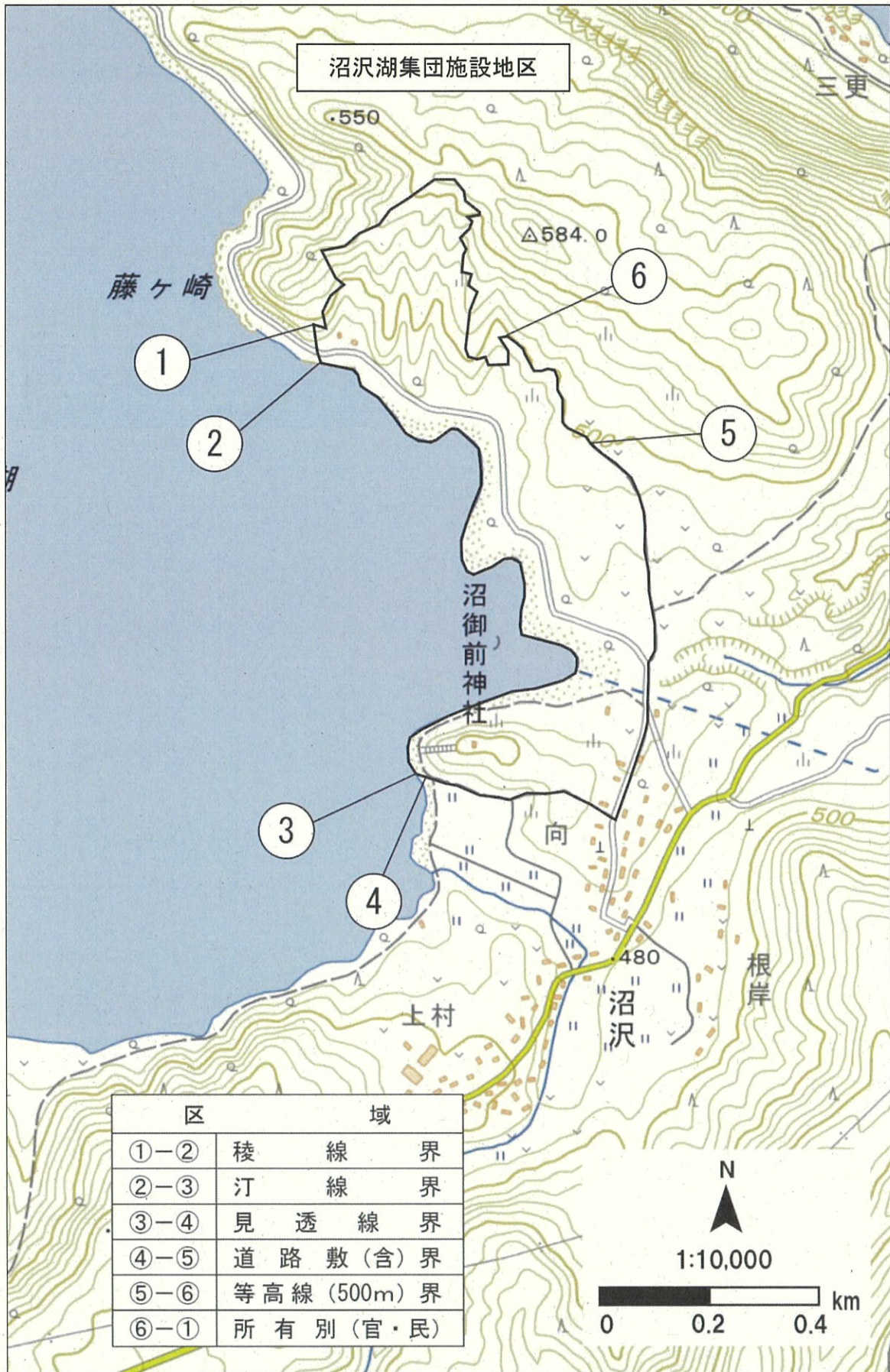
ア 利用施設計画

集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 13：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基礎施設	整備方針	面積 (ha)
1	沼沢湖	福島県大沼郡 金山町沼沢 大字上道の一 部	沼沢湖東岸において、沼沢火山によつてつくりだされ た雄大なカルデラ湖の景観と沼沢湖畔と森林の自然を 楽しむための総合的な利用拠点として、園地や駐車場、 キャンプ場等の公園利用に資する施設を総合的に配置 する。	沼沢湖整備計画区	沼沢湖の風景を楽しむことが、沼沢湖畔と森林の自 然を楽しむことを目的として、園地、キャンプ場、駐 車場等の施設を総合的に整備する。	29.6
					国	私
					0	3.5
					面積計	29.6



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 14：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	福島県南会津郡只見町 (蒲生岳)	蒲生岳登山者のための登山口として駐車場を整備する。	新規
2	駐車場	福島県南会津郡只見町 (入叶津)	沼ノ平や浅草岳方面への登山口として駐車場を整備する。	新規
3	広場	福島県南会津郡只見町 (只見)	JR 只見線只見駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
4	野営場	福島県南会津郡只見町 (向山)	只見町の自然を楽しむための利用拠点として、野営場を整備する。	新規
5	博物展示施設	福島県南会津郡只見町 (町下)	只見町のブナと自然をテーマにした展示や映像を用いた総合的な情報発信施設を整備する。	新規
6	園地	福島県南会津郡只見町 (只見沢)	田子倉湖の眺望景観を楽しむための園地として、また、浅草岳登山に際する登山口として園地を整備する。	昭和 49. 3. 29
7	園地	福島県南会津郡只見町 (田子倉ダム)	田子倉ダムにおいて田子倉湖の眺望景観を楽しむための園地を整備する。	昭和 49. 3. 29
8	駐車場	福島県南会津郡只見町 (赤倉沢)	会津朝日岳登山者のための登山口として駐車場を整備する。	新規
9	避難小屋	福島県南会津郡只見町 (会津朝日岳)	会津朝日岳山頂付近において登山者のための避難小屋を整備する。	昭和 49. 3. 29
10	園地	福島県耶麻郡西会津町 (銚子ノ口)	阿賀川の峡谷にある景勝地である銚子ノ口の眺望を楽しむ園地を整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
11	広場	福島県河沼郡柳津町 (会津柳津)	JR 只見線会津柳津駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
12	園地	福島県河沼郡柳津町 (小椿)	只見川の眺望や柳津町の風景を楽しむための園地を整備する。	新規
13	園地	福島県河沼郡柳津町 (瑞光寺)	只見川や柳津温泉などの柳津町の風景を楽しむための園地を整備する。	新規
14	宿舎	福島県河沼郡柳津町 (柳津温泉)	只見川を含む柳津町の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
15	駐車場	福島県河沼郡柳津町 (柳津)	只見川を含む柳津町の風景や温泉浴を楽しむ際の利用拠点として駐車場を整備する。	新規
16	園地	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景を楽しむための園地を整備する。	新規
17	宿舎	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむための宿泊拠点を整備する。	新規
18	駐車場	福島県河沼郡柳津町 (西山温泉)	西山温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむための駐車場を整備する。	新規
19	広場	福島県大沼郡柳津町 (滝谷)	JR 只見線滝谷駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
20	広場	福島県大沼郡三島町 (会津松原)	JR 只見線会津松原駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
21	広場	福島県大沼郡三島町 (会津西方)	JR 只見線会津西方駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
22	広場	福島県大沼郡三島町 (川井)	公園利用に関する情報発信機能を有する利用拠点として既存の道の駅とその周辺に広場を整備する。	新規
23	展望施設	福島県大沼郡三島町 (川井原)	只見川と只見線を眺望するビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
24	広場	福島県大沼郡三島町 (早戸)	JR 只見線早戸駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
25	宿舎	福島県大沼郡三島町 (早戸温泉)	早戸温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
26	広場	福島県大沼郡金山町 (会津水沼)	JR 只見線会津水沼駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
27	宿舎	福島県大沼郡金山町 (中川温泉)	中川温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊施設を整備する。	新規
28	広場	福島県大沼郡金山町 (会津中川)	JR 只見線会津中川駅・道の駅奥会津かねやま周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規
29	展望施設	福島県大沼郡金山町 (惣山)	沼沢湖とその周辺を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
30	広場	福島県大沼郡金山町 (会津川口)	JR 只見線会津川口駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
31	展望施設	福島県大沼郡金山町 (大志)	大志集落を望むビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
32	展望施設	福島県大沼郡金山町 (尻吹峠)	尻吹峠から大志集落を俯瞰するビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
33	展望施設	福島県大沼郡金山町 (玉縄城址)	金山町の風景を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
34	展望施設	福島県大沼郡金山町 (前山)	沼沢湖とその周辺を眺望できるビューポイントとして展望施設を整備する。	新規
35	スキー場	福島県大沼郡金山町 (小栗山)	小栗山北側斜面にスキー場を整備する。	新規
36	宿舎	福島県大沼郡金山町 (湯倉温泉)	湯倉温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
37	宿舎	福島県大沼郡金山町 (玉梨・八町温泉)	玉梨温泉・八町温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
38	園地	福島県大沼郡金山町 (玉梨牧野白樺林)	玉梨牧野において白樺林の散策を楽しむための園地を整備する。	新規
39	宿舎	福島県大沼郡金山町 (滝沢温泉)	滝沢川尻六群や滝沢温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
40	園地	福島県大沼郡金山町 (滝沢川)	滝沢川尻六群を利用するための園地を整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
41	園地	福島県大沼郡金山町 (大塩炭酸泉)	大塩天然炭酸水を利用するための園地を整備する。	新規
42	園地	福島県大沼郡金山町 (滝沢炭酸泉)	滝沢天然炭酸水を利用するための園地を整備する。	新規
43	宿舎	福島県大沼郡金山町 (大塩温泉)	滝沢川尻穴群や大塩温泉周辺の風景や温泉浴を楽しむ際の宿泊拠点を整備する。	新規
44	広場	福島県大沼郡金山町 (会津大塩)	JR 只見線会津大塩駅周辺において、公園利用に関する情報発信機能等を有する広場を整備する。	新規

道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 15：道路(車道)表)

番号	路線名	区 間	主要通過地	整備方針	告示年月日
1	只見川線	起点一福島県河沼郡柳津町(細八・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡三島町(松原・国定公園境界) 起点一福島県大沼郡三島町(川井・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡三島町(大登・車道合流点) 起点一福島県大沼郡三島町(上ノ原・国定公園境界) 終点一福島県大沼郡金山町(滝沢(滝バイパス北出入口)・国定公園境界) 起点一福島県大沼郡金山町(滝沢(滝バイパス南出入口)・国定公園境界) 終点一福島県南会津郡只見町(六十里越(県境))	只見川、田子倉湖等	柳津町の国定公園境界から只見川、只見川に沿った広場、圃地等の主要な利用施設を經由し、新潟県側に至る国道252号線の一部について、只見川とJR只見線の織りなす風景を楽しむための車道として整備する。	新規
2	西山温泉線	起点一福島県河沼郡柳津町(川口原・車道分岐点) 終点一福島県大沼郡柳津町(湯八木沢・国定公園境界)	滝谷駅、西山温泉	只見川線(国道252号線)から西山温泉に至る国道32号柳津昭和線及び国道59号会津若松三島線の一部を車道として整備する。	新規
3	小栗山宮下線	起点一福島県大沼郡三島町(大登・車道分岐点) 終点一福島県大沼郡金山町(小栗山・車道合流点)	沼沢湖畔、小栗山スキー場	只見川線(国道252号線)から宮下地区、沼沢湖畔を經由し、小栗山に至る国道237号小栗山宮下線について、車道として整備する。	新規
4	野尻線	起点一福島県大沼郡金山町(早戸温泉・車道分岐点) 終点一福島県大沼郡金山町(大栗山・車道合流点)	只見川	只見川線(国道252号線)早戸温泉付近から小栗山宮下線(国道237号小栗山宮下線)に連絡する車道を整備する。	新規
5	水沼沼沢線	起点一福島県大沼郡金山町(水沼・車道分岐点) 終点一福島県大沼郡金山町(沼沢・車道合流点)	沼沢湖畔	只見川線(国道252号線)会津水沼駅付近から沼沢湖畔を經由し小栗山宮下線(国道237号小栗山宮下線)に連絡する車道について、沼沢湖の眺望を楽しむための車道として整備する。	新規
6	玉梨温泉線	起点一福島県大沼郡金山町(川口・車道分岐点) 終点一福島県大沼郡金山町(綱木・国定公園境界)	玉梨温泉	只見川線(国道252号線)会津川口駅付近からかねやまスキー場、玉梨温泉を經由し昭和村に連絡する車道を整備する。	新規
7	八十里越線	起点一福島県南会津郡只見町(木ノ根山・国定公園境界) 終点一福島県南会津郡只見町(叶津・車道合流点)	浅草岳登山口(入叶津)	只見川線(国道252号線)から分岐し、浅草岳登山口(入叶津)を經由し、公園境界に至る国道289号線の一部を車道として整備する。	新規

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 16：道路（自転車道）表）

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	沼沢湖サイクリング線	起点—福島県大沼郡金山町（沼沢湖東岸） 終点—福島県大沼郡金山町（沼沢湖南岸）	沼沢湖	沼沢湖畔のサイクリング利用のための自転車道を整備する。	新規

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17：道路（歩道）表）

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	蒲生岳登山線	起点—福島県南会津郡只見町（蒲生） 終点—福島県南会津郡只見町（蒲生岳山頂）	蒲生岳	蒲生の登山口から蒲生岳山頂に至るルートを登山道として整備する。	新規
2	浅草岳登山線	起点—福島県南会津郡只見町（入叶津） 終点—福島県南会津郡只見町（只見沢）	平石山、浅草岳	入叶津の登山口から浅草岳山頂を経て只見沢の登山口に至るルートを登山道として整備する。	新規
3	要害山登山線	起点—福島県南会津郡只見町（只見） 終点—福島県南会津郡只見町（要害山山頂）	要害山	宮ノ沢及び南尾根登山口から要害山に至るルートを登山道として整備する。	新規
4	会津朝日岳登山線	起点—福島県南会津郡只見町（赤倉沢） 終点—福島県南会津郡只見町（会津朝日岳山頂）	会津朝日岳	赤倉沢登山口から会津朝日岳山頂に至るルートを登山道として整備する。	新規
5	銚子ノ口線	起点—福島県耶麻郡西会津町（銚子ノ口） 終点—福島県耶麻郡西会津町（銚沢）	銚子ノ口、阿賀川	阿賀川の峡谷にある景勝地である銚子ノ口の眺望を楽しむ歩道として整備する。	新規
6	沼沢湖岸線	起点—福島県大沼郡金山町（福沢） 終点—福島県大沼郡金山町（沼沢）	前山、惣山	沼沢湖の眺望を楽しみながら沼沢火山の内輪山を一周する登山道を整備する。	新規
7	大栗山線	起点—福島県大沼郡金山町（水浴場） 終点—福島県大沼郡金山町（腰巻、木無山）	木無山	沼沢湖の眺望と森林の自然を楽しむための探勝歩道を整備する。	新規
8	太郎布登山線	起点—福島県大沼郡金山町（太郎布） 終点—福島県大沼郡金山町（惣山・前山分岐・歩道合流点）	—	太郎布の登山口から沼沢湖一周遊歩道の前山・惣山分岐に至る登山道を整備する。	新規
9	高森山登山線	起点—福島県大沼郡金山町（上野沢） 終点—福島県大沼郡金山町（上野原）	高森山	上野沢の登山口から高森山山頂を経由し、上野原に至るルートを登山道として整備する。	新規

運輸施設

運輸施設を次のとおりにする。

(表 18 : 運輸施設表)

番号	名称	種類	位置	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	田子倉湖	船舶運送施設	福島県南会津郡只見町 (田子倉湖)	田子倉湖	田子倉湖の湖面において、眺望景観を楽しむための船舶運送施設を整備する。	新規
2	柳津観光船	船舶運送施設	福島県河沼郡柳津町 (柳津)	只見川	国の天然記念物であるウケケウグアイ生息地と只見川の景観を楽しむための船舶運送施設を整備する。	新規
3	霧幻峡の渡し	係留施設	福島県大沼郡金山町 (早戸)	霧幻峡	早戸と三更を結び、只見川の景勝や三更集落の産業遺跡等を楽しむ渡し船の係留施設を整備する。	新規
4	和船	係留施設	福島県大沼郡金山町 (川口・中川)	—	川勝を楽しむための川口と中川を結ぶ和船の係留施設を整備する。	新規

4 参考事項

過去の経緯

ア 公園区域

昭和 48 年 5 月 15 日 公園区域の指定

イ 保護規制計画

昭和 48 年 5 月 15 日 特別地域の指定

昭和 48 年 5 月 15 日 特別保護地区の指定

ウ 事業計画

昭和 48 年 5 月 15 日 公園計画（環境庁）の決定

昭和 49 年 3 月 29 日 公園計画（福島県）の決定